

那賀町単独商工業持続化給付金

町では新型コロナウイルス感染症により、経営的に影響を受けた町内の商工業事業者のうち、売上（事業収入）が対前年同月比20%以上減少して事業者の皆さんを対象に、那賀町独自の給付金を支給します。

給付額

減少率が20%以上50%未満・・・一律10万円

減少率が50%以上・・・一律5万円（国が実施する持続化給付金の対象）

減少率の計算方法
(2019年同月の売上－2020年1月～12月の内1ヶ月の売上) ÷ (2019年同月の売上)

給付の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月のいずれかの月の売上等が前年同月比で20%以上減少しているかつ2019年の年間の売上等が100万円以上あること。（兼業している場合は、事業収入等以外の所得が400万円以下）

対象となる事業者

主に次項に該当する法人、個人事業主が対象となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同月比で20%以上減少している事業者かつ、2019年の年間事業収入が100万円以上あること。
なお、上記収入には農林業収入を除く。
2. 那賀町に法人町民税・住民税を申告している中小企業・個人事業主等
なお、個人事業主については、事業収入で申告していること。
3. 兼業の場合、事業収入等に係る所得以外の所得の合計が400万円以下であること。
4. 那賀町の指定管理を受けている者及び那賀町内で事業している者。
なお、那賀町の指名を受け公共工事を受注している建設・建築業者は除く。
5. 申請時において、町税等を完納していること。
6. 那賀町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。

※ 1事業者につき、申請は1回限りとします。

※ その他詳細については、要綱に定めるところである。

お問い合わせ先

那賀町役場にぎわい推進課 商工業持続化給付金担当（森北）

電話0884-62-1198 平日8時30分～17時

（12時～13時を除く。）

申請書類等は那賀町ホームページからダウンロードできます。
役場各支所・那賀町商工会各事務所でも受け取る事ができます。

申請方法

「那賀町単独商工業持続化給付金申請書」に記入の上、下記の書類の写しを添えて、提出してください。【申請期限：令和3年1月31日17：00まで】

添付書類

○法人

①	前年の売上の状況を示した書類	確定申告書別表一 法人事業概況説明書
②	2020年分の対象月の売上を示した書類	対象月の売上台帳など ※対象月が明確に記載のあること
③	事業所の所在地や事業内容を記載した書類	登記事項証明書、会社概要など
④	給付金の振込先の金融機関を確認する書類	申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること）
⑤	誓約書	誓約書
⑥	提出書類一覧	提出書類一覧表
⑦	請求書	請求書に記入し申請者の押印

○個人事業主

①	前年の売上の状況を示した書類	●青色申告 確定申告書第一表 所得税青色申告決算書 ●白色申告 確定申告書第一表
②	2020年分の対象月の売上を示した書類	対象月の売上台帳など ※対象月が明確に記載のあること
③	事業所の所在地や事業内容を記載した書類	開業届、営業証明証など
④	給付金の振込先の金融機関を確認する書類	申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること）
⑤	本人確認書	運転免許証、マイナンバーカード 在留カード など ※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所と同一のものに限る。
⑥	誓約書	誓約書
⑦	提出書類一覧	提出書類一覧表
⑧	請求書	請求書に記入し申請者の押印

○申請書提出先

那賀町役場にぎわい推進課(0884-62-1198)